

糸島市補助金設計書

所管課 コミュニティ推進課

補助金名称	校区まちづくり推進事業
区分	②奨励・支援的事業補助
該当例規等	糸島市校区まちづくり推進事業補助金交付規程

【長期総合計画体系】

基本目標2_人と人がつながり助け合うまちづくり

政策1_コミュニティの活性化

施策①_地域コミュニティの機能強化

1 補助の目的

地域にある課題の解決や地域資源を活用したまちづくりを行うため、小学校区を単位とする地域コミュニティの振興を図るため。

2 成果指標

指標①	自治会への加入率
目標値①	R2調査数値+0.6%(R5):89.7%(単位):%
指標②	地域活動に参加している市民の割合(市民満足度調査)
目標値②	60.3%(R1)→63.4%(R5)(単位):%
指標③	地域の一員としての意識や周りの人とのつながりがあると思う市民の割合(市民満足度調査)
目標値③	50.9%(R1)→53.6%(R5)(単位):%

3 補助対象事業・補助対象者

【補助対象事業】

各校区でまちづくり計画(共創プラン)を策定し、この計画を基に校区が行う事業のうち、校区の持続性・発展性があるもの、校区の課題解決につながるもの、魅力ある資源や人材を活用するものに対し、人的・財政的支援を行う。

【補助対象者】

校区運営委員会等(各校区で活動する校区運営委員会や校区振興協議会等の校区を単位とした自治組織)

4 補助対象(外)経費

【補助対象経費】

事業に関する報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、工事請負費、備品購入費、原材料費等

【補助対象外経費】

校区運営委員会等の経常的な運営に関する経費(事務職員等の雇用経費等)、国・県・市の補助事業の負担金への充当、事業の打ち上げ・親睦に要する経費、他の団体・機関等への補助金としての支出、慶弔費、事業の全てを一括して委託する経費、土地の取得・補償にかかる経費、領収書等により校区運営委員会等が支払ったことが明確に確認できない経費、宗教活動・政治宣伝活動・選挙活動など社会通念上適切でない経費、事業実施に直接関係のない経費等

5 補助率・補助限度額、積算根拠

【補助率】 100 % 又は 分の

【補助限度額】 1,200,000 円

【積算根拠ほか】

- ・補助率100%(ただし、備品購入費については90%、補助金の限度額の2分の1以内)
- ・補助金限度額は次年度予測人口を基にした均等割額(全校区一律50万円)と人口割額(5千人未満:50万円、5千人~1万人未満:60万円、1万人以上:70万円)の合算額

6 補助期間(期間終了後の継続及び終了の判断は、必要性や成果等の検証により行う)

令和 5 年度 まで

5 補助率及び補助限度額については、校区・事業内容によって異なるため、最大値を記載し、詳細については積算根拠のとおり